

制 定 者	総長
所管責任者	学生部長
規程等種別	規程
決 議 日	2018年7月12日
	部長会決定
改正施行日	2019年4月1日

07 立教大学体育会活動奨励金規程

施行	2007年10月1日
改正	2009年10月29日
	2017年4月1日
	2018年7月12日
	2019年4月1日

(目的)

第 1 条 立教大学は、体育会活動の活性化に寄与することを目的として立教大学体育会活動奨励金（以下「活動奨励金」という。）を設ける。

(活動奨励金)

第 2 条 活動奨励金は、立教大学体育会所属団体及び体育会本部（以下「団体」という。）が申請し、採択された活性化プロジェクトに対して支給する。

(活性化プロジェクト)

第 3 条 活性化プロジェクトは、日常的な活動を越えた具体的かつ計画的なものでなければならない。

2 活性化プロジェクトの計画期間は、3か年とする。

(資金及び会計処理)

第 4 条 活動奨励金は、大学の経常費及び立教大学校友会からの寄付金をもって充当する。

2 活動奨励金は、全て大学会計を通じて執行する。

(支給額)

第 5 条 活動奨励金は、活性化プロジェクトの内容に応じて、次のとおり支給額の区分を設ける。

- (1) 1号奨励金 3年間で900万円以上1,800万円以内
- (2) 2号奨励金 3年間で300万円以上900万円未満
- (3) 3号奨励金 3年間で150万円以上300万円未満

(募集)

第 6 条 活動奨励金は、3年ごとに1回募集する。

- 2 活動奨励金の受給を希望する団体は、「立教大学体育会活動奨励金活性化プロジェクト計画申請書」（以下「プロジェクト申請書」という。）を所定の期日までに、学生部学生課に提出しなければならない。

（選考委員会）

第 7 条 活動奨励金を支給する団体（以下「活動奨励団体」という。）を選考するために立教大学体育会活動奨励金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 体育会長
- (3) 学部長から 1 人
- (4) スポーツウエルネス学科教員から 1 人
- (5) 立教大学校友会から 2 人
- (6) 学生部学生課長又は学生部学生課担当課長

- 3 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の委員は、任期を年度ごとの 1 年とし、再任されることができる。

- 4 選考委員会の委員長は、学生部長をもって充てる。

（選考）

第 8 条 選考は、選考委員会がプロジェクト申請書に基づき総合的に評価し、活動奨励団体を採択する。

- 2 選考委員会は、プロジェクト申請書の評価に当たって、特に次の事項を重視するものとする。

- (1) 現状の分析及び課題の把握を的確に行っていること。
- (2) 競技力向上のための計画を主体的、創造的かつ具体的に行っていること。
- (3) 計画自体が教育的な意義を持ち、当該団体に所属する学生の成長につながるものであること。
- (4) 活動奨励金支給終了後も持続可能な計画であること。
- (5) 体育会全体の活動に積極的に関与し、体育会の向上に寄与する計画であること。
- (6) 各団体の現状の活動規模に応じた、実現可能な計画であること。

（執行計画書、実績報告書及び成果報告書）

第 9 条 採択された活動奨励団体は、年度ごとに執行計画書及び実績報告書を、計画期間終了後に成果報告書を、それぞれ所定の期日までに学生部学生課に提出しなければならない。

- (1) 初年度の執行計画書は採択後 30 日以内に提出し、2 年目及び 3 年目の執行計画書は当該年度が始まる 60 日前までに提出する。
- (2) 実績報告書は、計画期間の各年度終了後、30 日以内に提出する。
- (3) 成果報告書は、3 年間の活性化プロジェクト計画終了後、翌年度の 6 月末までに提出する。

- 2 執行計画書、実績報告書及び成果報告書の審査及び点検は、選考委員会が行う。

（活動奨励金の執行）

第 10 条 執行計画書に基づく活動奨励金の執行に当たって、活動奨励団体は、事前に執行申請書を学生部学生課に提出しなければならない。

- 2 大学は、執行申請書に基づき、別に定める活動奨励金支給基準及び学内関係規程に従って執行する。

(奨励の取止め等)

第11条 選考委員会が、活動奨励団体の活性化プロジェクト申請時の内容の誤謬、虚偽及び申請後の活動実績のプロジェクト申請書との極端な乖離等、前条までの規定に違反する事実があったと認めた場合、その状況に応じ、次年度以降の活動奨励金の支給を取り止め、又は既に支給した活動奨励金の一部又は全額の返金を求めることがある。

(事務)

第12条 この活動奨励金に関する事務は、学生部学生課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2007年10月1日から施行する。
- 2 第1期は2007年度後期からの実施となるため、2年半のプロジェクト計画となる。それに伴い、第5条の支給額は、次のとおりとする。
 - (1) 1号奨励金 3年間で1,250万円以上2,500万円以内
 - (2) 2号奨励金 3年間で250万円以上1,250万円未満
 - (3) 3号奨励金 3年間で125万円以上250万円未満

附 則

この規程は、2009年10月29日から施行する。ただし、第5条の改正規程は2010年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。